

自転車指導啓発重点地区・路線(手稲警察署)

手稲警察署の自転車指導啓発重点地区

【地区の場合】 札幌市手稲区 前田5条11丁目～15丁目地区
 札幌市手稲区 前田6条11丁目～15丁目地区

★選定理由★

自転車利用者が多く、車両と自転車の出会い頭による事故などが多く発生しているほか、一時不停止や右側通行等の違反が多く見られるため。

手稲警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ



重点地区 前田5条11丁目～15丁目
 前田6条11丁目～15丁目地区

>違反や事故の状況

◆交通事故実態

車両と自転車による交差点付近における出会い頭事故や、商業施設駐車場に出入りする車両と自転車との事故が多く発生している。

◆違反実態

・歩道通行や右側通行をする自転車が多数。
 ・住宅街の一時停止が設置されている交差点における一時不停止違反が多い。

重点地区で

よく見られる自転車利用者の違反形態

- > 右側通行
- > 一時不停止

※ 雨の日の傘さし運転や、並走運転も違反となりますのでやめましょう。



出典：国土地理院地図



自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！



1 自転車は左側通行！

自転車が車道の右側を走行すると、左側通行を守っている自転車と衝突したり、衝突を避けようとした自転車が道路中央にとび出すなどの危険を招きます。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止！

手稲警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



☆ 自転車安全利用のために ☆

- ・ 車道が原則、左側を通行(歩道は例外、歩行者優先)
- ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 飲酒運転は禁止
- ・ ヘルメットを着用

